

熊本県における社会福祉法人の所轄について

1 社会福祉法人の所管区分

熊本県内に法人本部がある社会福祉法人の所轄庁は、事業を行う区域により、次のようになっています。

区 分		所轄庁	
熊本県内のみで事業を行う場合	各市の区域のみで事業を行う場合	各市長	
	各町村のみで事業を行う場合	熊本県知事	
	2つ以上の市町村で事業を行う場合	主たる事務所が、指定都市(熊本市)に所在する場合	指定都市の長
		主たる事務所が、指定都市以外に所在する場合	熊本県知事
熊本県外でも事業を行う場合		熊本県知事	

2 熊本県が所轄する社会福祉法人の区分

(1) 熊本県が所轄する社会福祉法人の定款変更申請書、基本財産処分承認申請書、基本財産担保承認申請書、現況報告書等の提出先

番号	社会福祉法人の種別	担当課
①	高齢者施設 に法人本部がある社会福祉法人	法人本部の所在地を管轄する <u>各広域本部福祉課</u> (宇城及び上益城は地域振興局)
		※ただし、熊本市又は県外でも事業を実施している法人は <u>高齢者支援課</u>
②	障害者(児)施設 に法人本部がある社会福祉法人	法人本部の所在地を管轄する <u>各広域本部福祉課</u> (宇城及び上益城は地域振興局)
		※ただし、熊本市又は県外でも事業を実施している法人は <u>障がい者支援課</u>
③	保育所又は認定こども園 に法人本部がある社会福祉法人	法人本部の所在地を管轄する <u>各広域本部福祉課</u> (宇城及び上益城は地域振興局)
		※ただし、熊本市又は県外でも事業を実施している法人は <u>子ども未来課</u>
④	児童福祉施設 (保育所及び障害児施設を除く) に法人本部がある社会福祉法人	<u>子ども家庭福祉課</u>
⑤	救護施設 に法人本部がある社会福祉法人	<u>社会福祉課</u>
⑥	町村社会福祉協議会	法人本部の所在地を管轄する <u>各広域本部福祉課</u> (宇城及び上益城は地域振興局)

3 社会福祉法人の新設、合併及び事業追加・廃止時の取扱い

(1) 新設

「2 熊本県が所轄する社会福祉法人の区分」、「(1) 熊本県が所轄する社会福祉法人の定款変更申請書、基本財産処分承認申請書、基本財産担保承認申請書、現況報告書等の提出先」の新設する施設に法人本部がある「社会福祉法人の種別」の本庁の担当課

(2) 合併

「2 熊本県が所轄する社会福祉法人の区分」、「(1) 熊本県が所轄する社会福祉法人の定款変更申請書、基本財産処分承認申請書、基本財産担保承認申請書、現況報告書等の提出先」の合併後に法人本部がある「社会福祉法人の種別」の本庁の担当課

(3) 事業追加

「2 熊本県が所轄する社会福祉法人の区分」、「(1) 熊本県が所轄する社会福祉法人の定款変更申請書、基本財産処分承認申請書、基本財産担保承認申請書、現況報告書等の提出先」の本庁の担当課

(4) 廃止

「2 熊本県が所轄する社会福祉法人の区分」、「(1) 熊本県が所轄する社会福祉法人の定款変更申請書、基本財産処分承認申請書、基本財産担保承認申請書、現況報告書等の提出先」の本庁の担当課

※不明な時は社会福祉課指導監査班にお尋ねください。